

IV-116

戦災復興「公園道路」計画の広域防災帯計画への適用についての一考察

兵庫県 正会員 平井 住夫

1 はじめに

市街地における公園緑地や街路空間等のオープンスペースが安全な都市をつくる上でいかに重要であるかは、阪神・淡路大震災で得られた教訓のひとつである。兵庫県では、阪神・淡路都市復興基本計画のなかで、河川や道路を骨格に、日常時には豊かなレクリエーション空間として、災害時には防災施設として機能する「広域防災帯」の整備を挙げている。

本研究では、公園緑地の史的変遷をふりかえり、戦災復興計画の中に存在した「公園道路」という都市施設に着目し、広域防災帯への公園道路の適用について考察するものである。

2 公園緑地システムのなかの公園道路

近代日本の公園緑地計画の約100年間を、計画の目的、法制度（計画標準）の観点から、以下のように時代区分した（図-1参照）。

「個別計画の時代」 公園緑地計画は、明治の太政官布達により城跡、名勝などを群衆遊覧の場所として公園を個別に指定したことに始まった。

「公園緑地システムの時代」 市街地の外縁部の田園型公園とそのアプローチ道路（公園道路）からなる公園緑地システムの計画理念がアメリカから日本に導入された。市街地の防災、都市の拡大抑制等を目的として、公園間の有機的連携を図るべく公園緑地計画は発展し、戦災復興計画はこれまでの都市計画の集大成となった。

「都市の緑とオープンスペースの時代」 経済成長期、都市公害問題を背景に、都市の環境保全が新たなテーマに加わる。緑のマスタープランでは都市における緑の総量を規定し、環境保全、レクリエーション、防災及び都市景観構成の4系統に基づく配置を示し、緑の基本計画へと発展している。

「多機能緑地空間の時代」 今後の都市公園のあり方について、1995年都市計画中央審議会の答申では、多様な防災機能の強化、福祉施設との連携、都市のヒートアイランド現象の防止、生活に密着した多様な

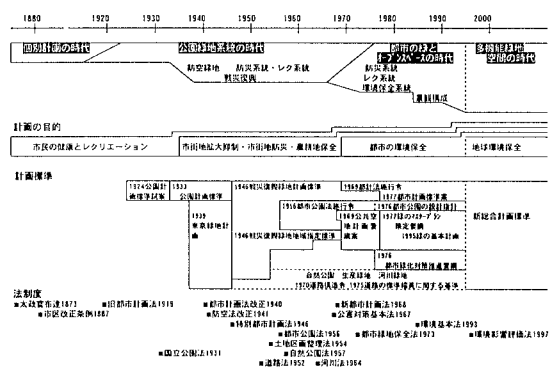


図-1 公園緑地計画の系譜

表-1 公園道路の計画決定と変更

	当初決定			変更後			変更日	パターン
	名称	幅員(m)	決定日	名称	面積(ha)	変更日		
神戸	河川沿	石屋川線	70m	21.8.15	石屋川公園	6.255ha	33.3.31	1, 2, 3
い	緑地	都賀川線	70m		都賀川公園	4.41 ha		1, 3
		青谷川線	20m		青谷川公園	1.94 ha		1, 2, 3
		新生田川線	70m		生田川公園	4.463ha		1, 2, 3
		宇治川線	20 ~ 70m		宇治川公園	1.422ha		1, 2, 3
		天王川線	24.5 ~ 35m		天王川公園	0.628ha		1, 2, 3
		新湊川線	70m		新湊川公園	3.8 ha		1, 2, 3
		妙法寺川線	70m		妙法寺川公園	2.461ha		1, 2, 3
		天井川線	35m		衣掛公園	0.645ha		1, 2, 3
帯状緑地	三宮京町線	75m		廃止		25.7.2		
	新開地西線	40m		湊町公園	0.7 ha	33.3.31	3	
	川崎線	50m		川崎公園	0.264ha		3	
西宮	河川沿	新川線	50m	21.8.15	廃止		34.12.11	1, 2
い	緑地	東川線	100m		廃止		36.3.7	
		夙川線	65m	26.3.30	夙川公園	18.71 ha		4
姫路	河川沿	船場川線	50m	21.8.15	大蔵前公園	0.28 ha	33.9.5	1, 3
い	緑地	船場川線	50m		廃止		42.3.7	
		三左衛門線	80m		運河公園	13.53 ha	38.7.13	4

緑の保全・創出の必要性が示されている。

3 戦災復興計画における公園道路計画

戦災復興緑地計画は、既成市街地の中に美観と防災の観点から、公園緑地システムを実現する目的で「公園道路」と「広路」（当時の街路構造令の広幅員街路）を都市計画決定したところに最大の特長がある。兵庫県の3都市では表-1に示すように、河川沿緑地または帯状緑地として公園道路が都市計画決定されていた。

キーワード：公園道路、戦災復興、阪神淡路大震災、広域防災帯

連絡先：兵庫県都市住宅部計画課 〒650-8567神戸市中央区下山手通5-1-0-1 TEL 078 (341)7711 FAX 078 (362)4453

配置計画の一例を図-2 に示すが、公園道路は、既成市街地において、植樹帯を有する広路及び大公園とともに、公園緑地系統を構成する重要な要素であった。断面構成は、河川沿緑地の場合、河川を真ん中に取り込み、遊水機能と遊歩道機能を兼ねた緑地空間を企画していた（図-3 参照）。

4 公園道路計画の変更パターン

兵庫県の3都市について、戦災復興都市計画での公園道路の変更パターンを概ね次のように分類した。

- (1) 河川区域の除外 → 洪水防御機能の特化
- (2) 緑地部分に道路が拡幅あるいはシフト → 交通機能の特化
- (3) 近隣公園等として不連続に残存 → 帯状機能の喪失、住区基幹公園機能の特化
- (4) 河川部分も含めた公園緑地として残存 → 歴史的機能が背景

表-1 右欄に各公園道路の変更パターンを示した。大部分の河川沿緑地では、(1)と(2)あるいは(3)の組み合わせで変更されたことがわかる。

以上の結果から、公園道路の廃止の背景について次の2点から考察した。

5 公園道路の廃止の背景

(1) 戦災復興事業の収束(1958)と機を同じくするように、都市公園法(1956)、自然公園法(1957)、道路法(1952)、河川法(1964)等公共施設に関する法律が制定された。都市計画のなかで総合的にとらえられていた緑地系統も各法律によって管理区分され、施設の単一機能を追求されるようになる。道路と公園の中間的存在であった「公園道路」は都市公園法による公園分類には存在せず、法的根拠が失われた。

(2) 公共施設全体の整備水準が低かった当時は、個々の施設の単一機能効果を優先して追求することが求められており、現在のようにゆとりやアメニティといった質的なニーズにまで至っていなかった。

6 まとめと今後の課題

史の変遷から、これからの緑地計画は多機能緑地空間計画の時代へと移っていくことが予想され、そのためには、日常時のゆとりと防災対策の両立が必要であり、河川、道路、公園といった単独の施設計画の枠を越えた公園道路のような総合性、多機能性を有した都市施設が、都市計画で位置付けられる必要がある。

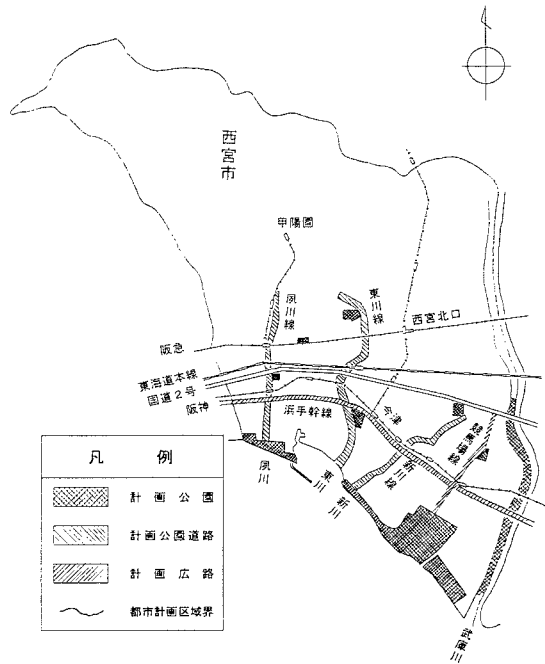
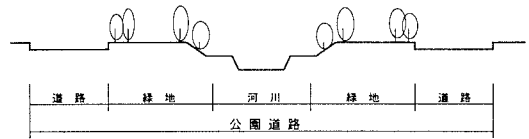


図-2 戦災復興都市計画緑地の配置の例（西宮市）

公園道路断面想定図



現在の生田川断面

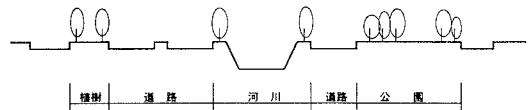


図-3 公園道路断面想定図と現在の生田川断面

広域防災帯の整備に公園道路を適用するには、現行制度における事業手法との比較において、その有効性を実証の上、新たな技術的な基準の確立が必要である。

本論をまとめるにあたり、貴重なご助言を頂きました大阪市立大学西村昂教授に謝意を表します。

主要参考文献

- 佐藤 昌：日本公園緑地発達史 都市計画研究所 1977
 建設省編：戦災復興誌 1959～1961
 建設省都市局：緑の基本計画ハンドブック改訂版 1996
 越沢 明：東京の都市計画 岩波書店 1995